

高松市次期ごみ処理施設整備に関する環境影響評価準備書に対する答申

このことについて、環境の保全の見地から慎重に審議を行った結果、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

- 1 対象事業実施区域及びその周囲の環境の保全について十分に配慮するとともに、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するよう努めること。
- 2 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する各種の意見を踏まえ、準備書の記載事項について真摯に検討を行うこと。
また、評価書において、準備書の記載事項を修正する場合は、準備書からの修正箇所を明らかにすること。
- 3 事業計画の変更が生じた場合は、対象事業実施区域周辺の住民、事業者並びに高松市、綾川町及び香川県（以下「地元自治体」という。以下同じ。）等（以下「関係者」という。）に情報を提供するとともに、必要に応じて、調査、予測及び評価を再度行い、環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を行うこと。
- 4 評価書に記載する環境保全措置及び事後調査を確実に実施すること。
評価書に記載する環境保全措置によっては十分に対応できない環境への影響に関する問題が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、関係者に情報を提供するとともに、地元自治体と協議し、必要に応じて追加の環境保全措置を行うこと。
- 5 環境影響評価図書は、香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づく縦覧期間終了後も継続してウェブサイトへの掲載等により公表するよう努めること。
- 6 個別的事項
 - (1) 大気環境
 - ・ダウンウォッシュ発生時の塩化水素濃度については、評価の指標を超過することが予測されているため、施設の稼働時には常に気象条件に注意し、運転管理を徹底すること。
 - (2) 陸生及び水生の植物
 - ・代償措置である個体の保護・移植については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移植後の生育状況を十分把握す

ること。

- ・移植にあたっては、移植の成功率を高めるため、必要に応じて移植先の場所や移植時期等の分散を検討すること。
- ・移植対象種のうち、ギンラン及びアケボノシュスランの移植に関する事後調査の調査期間は、移植後5年以上とすること。
- ・移植対象種については、移植後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生育確認を継続すること。

(3) 陸生及び水生の動物

- ・代償措置である個体の保護・移殖及び代償環境の整備については、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえて適切に行うとともに、保護・移殖後の生息状況を十分把握すること。
- ・移殖にあたっては、移殖の成功率を高めるため、必要に応じて移殖先の場所や移殖時期等の分散を検討すること。
- ・移殖対象種については、移殖後の事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえ、必要に応じて事後調査期間の終了後も、生息確認を継続すること。

(4) 残土

- ・造成等の施工に伴って発生する建設発生土の工事間利用にあたっては、他の工事に流用可能な土質であるか、事業実施段階において十分に調査・検討すること。

(5) 温室効果ガス

- ・ごみの焼却に伴う温室効果ガスの発生量について、現有施設と比べて増加する理由を評価書に記載すること。